

窓口等での取引時確認に関するご協力のお願い

当金庫では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および金融庁より2018年2月に公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、本人確認書類のご提示、事業内容、お取引の目的、お客さまに関する情報等の確認(「取引時確認」といいます)をさせていただいております。

また、法人のお客さまとの取引におきましては、事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人の方(「実質的支配者」といいます)の氏名・住所・生年月日の確認を行っております。

確認にあたり、登記事項証明書や実質的支配者の確認に必要な書類のご提示をいただき、コピー(写し)を取らせていただくようお願いしております。ご理解ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要となるお取引

- ・預金口座の開設
- ・融資のお申込み
- ・投資信託口座の開設
- ・貸金庫のお申込み
- ・出資のお申込み
- ・でんさいネットのお申込み
- ・取引変更届のお手続き
- ・10万円を超える現金振込、持参人払式小切手の現金払い
- ・200万円を超える現金入出金、振込、両替
- ・自己宛小切手による現金払い
- ・外国為替のお取引(信金中央金庫取次になります)

※上記のお取引以外にも確認させていただく場合があります。

※すでにお取引いただいている方についても、改めて確認させていただく場合があります。

2. ご留意いただきたい事項

- ・過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、改めて実質的支配者等の事項を確認させていただく場合があります。
- ・お客さまの資産・収入の状況、お客さまやそのご家族等が外国政府等において重要な公的地位(外国PEPs)にあるかどうかを確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合や外国PEPsにあたる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、確認事項の再確認をお願いすることがあります(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)。
- ・法令等で定められた方法の他、信用金庫所定の方法による確認をお願いすることがあります。
- ・確認事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、法令等により禁じられております。
- ・取引時確認ができないときは、お客さまとのお取引ができない場合があります。
- ・確認事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。

(法人のお客さま)

3. 法人のお客さまの確認事項

法人のお客さまに以下の項目を確認させていただきます。

必要となる書類のご準備等お願いいたします。

※事業内容やお取引の国・地域等により追加の資料をご提示いただく場合がございます。

確認事項	お持ちいただくもの(原本)	追加でご提示いただく場合があるもの
名称 本店や主たる事業所の所在地	登記事項証明書 法人の印鑑証明書等 ※6か月以内に発行された原本	・主たる事業所の不動産謄本 ・不動産の賃貸契約書 等
事業内容	定款 登記事項証明書 ※登記事項証明書は上記と併せて1通で結構です。	(許認可、届出等の必要な事業を行っている場合) 各許可証、届出等の完了が確認できる書類
お取引いただく目的	窓口等でお伺いします。	
実質的支配者の方の氏名・住所・生年月日 法人のお客さまとの関係	実質的支配者の確認ができる書類 ・実質的支配者情報一覧 ・申告書及び認証証明書 ・法人税確定申告書の別表二 ・株主名簿(出資者がわかる書類)	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社は左記書類をご提出ください。 それ以外の法人の方は定款等によりご確認させていただきます。
ご来店された方の氏名、住所、生年月日	本人確認書類(有効期限内、または6か月以内に発行されたもの)	運転免許証 マイナンバーカード 等
ご来店された方が手続き者として取引を行う場合	書面(委任状)により、法人のためにお取引いただくことを確認させていただきます。 ※ご来店された方が法人の代表権を持たれていない場合	

また、法人のお取引のために来店される方の確認方法を以下の通り変更いたします。

- ・取引担当者さまは、法人を代表する権限を有する役員として登記されていること。
- ・上記以外のお客さまが取引担当者としてお取引を行う場合は、委任状が必要です。
委任状をご持参された場合は、営業所等へお電話をかけること等により、ご来店された方が法人の代理人であることを確認させていただきます。

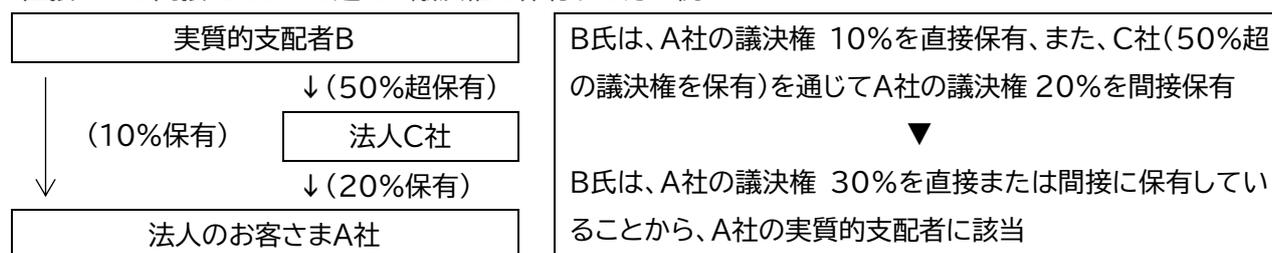
4. 法人のお客さまの実質的支配者を確認する方法

法人のお客さまの事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方(実質的支配者)の氏名・住所・生年月日の確認にあたり、実質的支配者に該当する方の定義が次のとおり変更されました。

(法人のお客さま)

形態	資本多数決法人の場合 株式会社、有限会社等	資本多数決法人以外の場合 持分会社(合名会社・合資会社・合同会社)、 一般(公益)社団・財団法人、学校法人、 宗教法人、医療法人、社会福祉法人等
	直接または間接に50%を超える議決権を 保有する方 ↓(いない場合) 直接または間接に25%を超える議決権を 保有する方 ↓(いない場合) 出資、融資、取引その他の関係を通じて事業活動に支配的な影響力を有すると認められる方 (例:大口債権者、会長、創業者等) ↓(いない場合) 法人を代表し、その業務を執行する方	事業収益・事業財産の50%を超える配当・分 配を受ける権利を有する方 ↓(いない場合) 事業収益・事業財産の25%を超える配当・分 配を受ける権利を有する方 +(または) ↓(いない場合) 法人を代表し、その業務を執行する方
実質的支配者		

<直接または間接に25%を超える議決権を保有する方の例>



5. 本件に関する問合せ先

・お手続きや書類の授受等に関するお問合せ

知多信用金庫のお取引店窓口へお願いいたします。

<https://www.chitashin.co.jp/tenpo/>



・本制度に関するお問合せ

知多信用金庫 マネー・ローンダリング担当

フリーダイヤル 0120-328-456

平日 9:00 ~ 17:00

以上